

就学前の保育・教育の完全保障を目指す提言

民進党 待機児童対策 PT

1. 民進党の基本的考え方

～就学前の保育・教育の完全保障を目指す～

子どもには適切な保育と教育を受ける権利があります。加えて就学前の適切な教育や経験が、人間形成に重要な役割を果たすこと、その後の学校教育の基礎となることが、さまざま研究で明らかになっています。民進党は財源を確保しつつすべての子ども達に対して就学前の保育・教育の完全保障を目指します。現在の日本では、どの施設を選ぶかによって、提供される保育や教育の内容、環境にはばらつきがあります。保育園は「子守りの場所」ではなく、保育そのものが教育の基礎をなします。民進党は幼保一元化をさらに進め、どの施設であっても、個々の子どもの命を育む保育と教育を提供します。具体的には、①親の就労状況に関わらず②希望する全ての就学前の子どもに③無償で保育・教育を提供できる社会を目指します。この実現のために子どもの命を抱きしめる保育士の給与と社会的地位を向上させます。学童保育における待機児童問題も視野にいれながら、検討を進めます。

2. 政府の待機児童ゼロ3年先送り(子育て安心プラン)について

(1) 解決できない待機児童問題

安倍総理は政権発足以来「平成29年度末には待機児童ゼロ」という発言を繰り返してきましたが、5月31日、3年先送りを明らかにしました。総理の言葉を信じた保護者、職場への裏切りです。総理はまず国民に十分に謝罪し反省すべきです。その上で、政府は先送りとなった理由を分析し、次の対策を打ち出すべきです。

政府の新しい待機児童解消プランでは、保育の受け皿を2018年度からの2~3年間で22万人分増やし待機児童をゼロにし、その後の2年間で10万人分増やし待機児童ゼロを維持するとしています。そして総理は「今度こそ、待機児童問題に終止符を打つ」と大見得を切っていますが、第二次安倍政権の直近3年間の加速化プランを経ても2万3千人を上回る待機児童は解消されていません。再び先送りにならないよう、政府の強力なリーダーシップの下、抜本的な改善策が必要です。

政府は、そもそも民進党がかねてから要求してきた待機児童の定義すら統一できていません。いわゆる潜在的待機児童も6万7千人近くいると言われています。民進党が保育士の処遇改善について月額5万円引き上げる法案を提出しているのに対し、政府の処遇改善は小幅かつ極めて限定的で、経験年数概ね7年以上など厳しい要件があります。そもそも7年間働き続けることができないことが問題になっており、実態把握すら出来ていない状態です。

政府は、女性の就業率を後追いするプランを作成しており、その結果、需要予測を誤ってきました。政府は、解消プランの根拠となる保育利用者の推計の方法から再検討すべきです。このままでは、また待機児童ゼロの実現が先送りになることが目に見えています。

(2) 質の低下

政府が昨年発表した待機児童解消に関する緊急対策には、国の基準を上回る安全基準で運営している保育園等に対し、国の基準まで保育の質を落とし、臨時的な受け入れの増加を図る提言が含まれています。実施する自治体はほとんどありませんが、「量」の拡大を急ぐあまり、保育の質を落とすことは絶対にあってはならないことです。

保育園の実態を、政府はほとんど把握できていません。保育園急増により人材不足が加速しています。保育士の長時間労働、低賃金が放置され、派遣保育士や無資格者の雇用が急増しています。政府は、保育補助者が保育士になる為の要件緩和や保育補助者を手厚くすることで人材不足を補おうとしています。しかし、第一にすべきは、いわゆる潜在保育士70万人以上が保育の現場に戻れるよう環境を整備することです。

政府は、保育園の監督が自治事務であることを理由にメニューの提示にとどまり、あとは自治体任せの状態です。小手先の改善にとどまることなく、抜本的な改革を行い、国の責任において待機児童を解消すべきです。

3. 民進党の待機児童対策

民進党は、幼保一元化をさらに進めることで「量」の拡大を図り、「保育と教育の質」を確保します。民進党の考える「教育の無償化」の一貫として、「就学前教育の無償化」を進め、親の就労状況に関わらず、希望する全ての就学前の子どもに無償で保育・教育を提供できる社会を目指します。

その大前提として、長時間労働の上限規制、インターバル規制を着実に進め、親子で過ごす時間をしっかりと確保することができるようになります。

喫緊の課題としては、保育の質の確保の要となる保育士の処遇の抜本的改善を進めます。これにより人材不足を解消し、質の高い保育のプロを確保します。保育事故を防ぐために、「自治体による抜き打ちチェック」を義務化し、国が責任をもって保育の質を担保できるよう第三者評価の義務化を進めます。

(1)保育士等の待遇改善と社会的地位の確立

①保育士等の給与の引き上げ

- すでに民進党が提出している保育士等待遇改善法案により一人当たり月額5万円(平成28年度対比)の給与を引き上げる。
- 保育のプロとしての専門性に見合う給与を受け、社会的地位を高めることができるようにする。

②キャリアカードの創設

- 保育士の継続的なキャリアとスキルを証明し、賃金の客観的な指標となる仕組みを創設する。
- 保護者などに対して保育士のキャリア、スキルの「見える化」を進める。

③保育士の長時間労働の抜本的改善

- 保育士等の長時間労働や持ち帰り残業の実態を把握し、民進党の「長時間労働規制法案」を成立させるなど、保育現場における長時間労働を一掃する。

④人件費比率の公表と評価基準への採用

- 保育士の待遇改善が確実に行われるか判断する一つのツールとして、保育施設等の人件費比率を評価基準として採用し公表する。

⑤潜在保育士の復帰を促す

- 保育士を続けながら子育てができるようワークライフバランスを実現する。
- 現行の短時間正社員制度(週20時間以上の期間の定めのない雇用契約で、時間当たりフルタイムと同等の賃金をもらっている人は社会保険が適用)の活用を促す。
- 民進党の「中小企業社会保険料負担軽減法案」を成立させ、保育士の正社員としての雇入れを促進する。
- キャリアカード(②参照)の活用により、潜在保育士の復帰を促す。

(2)「保育」と「教育」の質を確保

①「抜き打ちチェック」の実施の義務化

- 自治体は事前通告せずに効果的な立ち入り調査を実施する。通報窓口を充実させ、保育園の質をチェックする。

②保育事故データベース黒塗りの解消

- 全て(私立幼稚園を含む)の子どもの保育と教育に関わる機関の保育事故のデータベース化と個人識別情報以外の黒塗りになっている情報の公開や時期、時間等の情報を追加する。

③自治体による保育事故第三者検証委員会の設置義務化

④第三者評価制度の義務化

- 保育園について第三者評価を実施し、自治体の情報公開を進める。保護者が施設の情報を得た上で保育園を選べる体制にする。監査や評価の方法は国で一元化する。

⑤保育・教育の質ガイドラインの策定

- 施設の種類などにより保育・教育の質にはばらつきがでないよう、国が保育・教育の質ガイドラインを策定する。

(3)就学前の保育・教育の完全保障

①認定こども園の実情把握と改善点の分析、段階的移行の推進

- ・ 2006年に開始した認定こども園、2015年からの子ども子育て支援新制度の現状を把握し、現場の抱える問題点を分析し、円滑な移行を推進していく。

②幼保一元化の推進

- ・ 幼保一元化をさらに進め、どの施設であっても、子どもの命を育む保育と個々の子どもに相応しい教育を提供する。

③インクルーシブ(ともに生きともに学ぶ)保育・教育の推進

- ・ 障がいの有無などに関わらず、就学前から希望する子どもたちが同じ場でともに過ごし、学ぶことができるようとする。

④保育士、幼稚園教諭の教育段階の統合と資格の一本化

- ・ 認定こども園への円滑な移行促進のために保育士、幼稚園教諭の資格の統合を検討する。
- ・ 給与や勤務時間等の待遇格差を改善する。

⑤保育・幼児教育の機会の保障

- ・ 親の就労状況に関わらず、希望する全ての就学前の子どもに無償で保育・教育を提供できる社会を目指す。

⑥就学前教育の無償化

- ・ 就学前教育の無償化を進める。民進党「教育の無償化法案」に基づいて3歳から5歳の就学前教育の無償化を着実に実施する。0歳から2歳は早急に待機児童を解消し、無償化を進める。

(4)妊娠出産の権利と「親子で過ごす時間」の保障

①長時間労働の上限規制・インターバル規制とあらゆるハラスメントの撲滅

- ・ 残業時間の上限を規制し、退社から翌日の出社までの間隔を義務付ける「インターバル規制」法律を制定する。
- ・ セクハラ、マタハラ、パワハラ、パタハラなどあらゆるハラスメントを禁止するとともに、防止のための職場環境を整備する。

②男性の育児参加の抜本的拡充「パパクオータ制」

- ・ 父親が子育てに参加する権利を保障するため、父親に一定期間の育児休暇を取得できるよう割り当てる制度「パパクオータ制」の速やかな導入を検討する。

③フリーランス、自営業者のための出産休暇中の所得保障の検討

- ・ フリーランス、自営業者等の女性の産休・育休、所得保障、社会保険料免除について、実態把握・調査研究を実施し、改善策の導入をめざす。

④切れ目のない子育て支援

- ・ 子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワーク、日本版「ネウボラ」を全国で推進する。

- ・ 出産後の育児支援を目的とする、母親と赤ちゃんが一緒に過ごせる宿泊型ケア施設を法的に位置づけ、出産直後からきめ細やかな母子ケアを行う。
- ⑤ 育児休業給付金の支給時期の検証
- ・ 育児休業取得後速やかに育児休業給付金の支払いが行われるよう検証を行う。

(5)質を確保した「量」の拡充

- ① 多目的トイレや保育ママの自宅へのスプリンクラーの設置など、子どもの安全や保育の質の確保に影響のない規制については、厚生労働省だけでなく、国土交通省、消防庁など省庁横断的に見直す。
- ② 保育園用地賃借料の補助を行う。
- ③ 都市公園や学校用地、国有地の利用を進める。
- ④ 不動産調査専門員を配置し、保育所設置の用地の発掘、調整などを進める。
- ⑤ 政府や都道府県に、国有地・国有施設を含め、保育所に転用できる場所の候補をリスト化し、市区町村への情報公開を求める。
- ⑥ 大規模集合住宅の建設にあたっては、事業者等と連携しつつ、人口増等による保育需要を想定した保育所整備、子育てのしやすい都市計画、街づくりを進める。
- ⑦ 保育所に対して近隣住民を含めた社会の理解が前進するため、保育所と近隣住民との双方向の理解を進め、より積極的な行政の対応を求めるとともに、その仲裁を行う第三者機関の設置等を検討する。
- ⑧ ドイツの「子ども施設の騒音への特権付与」等を参考に、「子どもの声、音」に対する社会の理解を前進させるとともに、事業者の訴訟リスクの低減を図る法制度を検討する。

(6)現行制度、仕組みの改善点

- ① 育児休業延長の為の不承諾通知書(入所保留通知書)をハローワークに提出する義務を撤廃する。
- ② 隣接市区町村での保育のポイント制の扱いについて、保育園の広域入所を進める為に自治体間の連携を促す仕組みを作る。
- ③ 多様な働き方に適した認可保育所の申請書を統一化する。
- ④ 企業主導型保育は適切な設置基準等で質を担保し、待機児童の多い都市部では、都市加算を創設し、保育園の開設を促す。
- ⑤ 政府の「保育園等への臨時的な受入れ強化の推進」は保育の質の観点から自治体への要請を停止する。
- ⑥ 産休・育休取得による既入園児の退園措置を撤廃する。
- ⑦ 今後設置される待機児童等に関する政府の検討会に出来る限り当事者を参加させる。

以上